

# 「ねんきん定期便」の見方ガイド

短期組合員の方は当共済組合の長期給付事業の対象外ですので、日本年金機構のホームページ等でご確認ください

◆「ねんきん定期便」の見本を使って、見方についてご案内します。

公立学校共済  
一般組合員のA先生

昭和42年9月生まれ  
令和5年9月末に届いた  
56歳時点の  
「ねんきん定期便」を  
みてみましょう。



● A先生のこれまでの年金加入履歴

20歳～22歳6か月 (31か月)	→	国民年金にのみ加入 (大学生)
22歳7か月～24歳6か月 (24か月)	→	一般厚生年金に加入 (民間企業(学習塾)勤務)
24歳7か月～56歳8か月まで (374か月※)	→	公務員厚生年金に加入 (正規教員)

※下記ねんきん定期便(見本)は、令和5年5月末(誕生日の4か月前)までの情報で仮定して掲載しています。

基礎年金番号 1234567890	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。	＜見本＞左記の金額等はあくまでも仮定の数値のため、実態とは乖離することがあります。
1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)			
国民年金(a)		船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)	合計対象期間等 (d)
1 31月	0月	31月	0月
厚生年金保険(b)		厚生年金保険計	受給資格期間 (a+b+c+d)
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	429月
2 24月	3 374月	0月	0月
4 24月		398月	429月

①「第1号被保険者(未納期間を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。  
②(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。  
この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受け取り見込額)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	65歳～
(1)国民年金				老齢基礎年金 795,000円 4
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	5 別支給の老齢厚生年金	6 老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円
(1)と(2)の合計	円	円	円	円

記載金額は「年額」です

- 加入期間**
- ① 国民年金にのみ加入していた期間です。
    - 第1号被保険者…20歳から60歳までの自営業者・農業者・学生・無職の方など
    - 第3号被保険者…厚生年金・共済年金加入者(国民年金第2号被保険者)に扶養されている方
  - ② 民間企業などの従業員や非常勤教員で、一般厚生年金に加入していた期間
  - ③ 公務員の一般組合員として、公務員厚生年金に加入していた期間
- 支給見込み額**
- ④ 1階部分 老齢基礎年金(国民年金)の見込み額(①②③をもとに算出)
    - 20歳から60歳まで40年間加入した場合、年金額は満額で795,000円/年(令和5年度)未加入の期間がある場合は、加入月数に応じて年金額を算出
  - ⑤ 2階部分 特別支給の老齢厚生年金の見込み額(②や③及び私学共済厚生年金加入期間及び納付実績をもとに算出)
    - 特別支給の老齢厚生年金…男性又は公務員の場合は昭和36年4月1日以前に生まれた方、一般厚生年金の加入期間のある女性の場合は昭和41年4月1日以前に生まれた方のみが対象になる経過的措置の年金
  - ⑥ 2階部分 老齢厚生年金(厚生年金)の見込み額
    - 報酬比例部分…報酬に比例し、平均標準報酬(月)額と加入期間に基づき算出される年金
    - 経過的加算部分…特別支給の老齢厚生年金の「定額部分相当」の金額と、老齢基礎年金との差額に相当し、20歳未満や60歳以降の厚生年金保険の加入期間を年金額に反映させるための年金
  - ⑦ 旧3階部分 経過的職域加算額(共済年金)の見込み額
    - 平成27年9月末までの公務員共済組合の加入期間の報酬に比例し、平均給与(給料)月額と加入期間で算出

◆ねんきん定期便は年齢によって記載内容が異なります。

年齢	様式	記載内容等
50歳未満 (下記節目年齢を除く)	はがき	これまでの年金加入期間、現時点での年金見込額、保険料の納付額、過去1年の納付状況
節目年齢(35歳・45歳)	封筒	これまでの年金加入期間、現時点での年金見込額、保険料の納付額、年金加入履歴、国民年金保険料の納付状況、厚生年金保険の標準報酬月額
50歳以上60歳未満 (下記節目年齢を除く)	はがき	これまでの年金加入期間、60歳まで働くと仮定した場合の年金見込額、保険料の納付額、過去1年の納付状況
節目年齢(59歳)	封筒	これまでの年金加入期間、60歳まで働くと仮定した場合の年金見込額、保険料の納付額、年金加入履歴、国民年金保険料の納付状況、厚生年金保険の標準報酬月額
60歳以降 (厚生年金保険に加入中のみ)	はがき	これまでの年金加入期間、現時点での年金見込額、保険料の納付額、過去1年の納付状況 年金受給者は金額等が「*」で表示される



公務員の年金には左記の他に、「新3階部分 年金払い退職給付(退職等年金給付)」があります。これは、平成27年10月以降に実際に支払った掛金や期間に応じた利子等を元に給付算定基礎額を算出し、実際に支給される年金額を算出する年金です。給付算定基礎額は、毎年1回、7月下旬に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を自宅に送付しますので、確認してください。

## ねんきん定期便についてよくある Q & A

Q1 ねんきん定期便は、いつ頃届くのですか？また、何がわかりますか？

A1 ねんきん定期便は、毎年、お誕生月の25日前後(1日生まれの方のみ、誕生月の前月の25日前後)に、組合員のご自宅に届きます。ねんきん定期便をご覧いただくことで、ご自身が65歳を迎えられた時に受け取れる老齢年金の見込額や、これまでの公的年金への加入状況がわかります。ご自身の年金記録を必ずご確認ください。

Q2 今年のねんきん定期便を受取りましたが、一部の欄が「\*」で表示されていました。なぜでしょうか？

A2 ねんきん定期便は、組合員の人事異動や再就職などで加入する共済組合が変わった場合には、情報の反映に時間を要し(情報反映が間に合わず)、「\*」と表示されたり、前歴の年金加入期間が反映されていなかったりすることがあります。なお、転勤や転職がある方などで、1年以上前の公務員期間において、年金加入期間や月別状況等に「もれ」や「誤り」があると思われる場合は共済組合へお問合せください。

Q3 ねんきん定期便が引越し前の住所に届きました(改姓前の氏名で届きました)。なぜでしょうか？

A3 ねんきん定期便は、誕生月の約4カ月前の情報で作成されているため、所属での住所(氏名)変更の手続時期によっては、ねんきん定期便の住所(氏名)の更新が間に合わない場合があります。

Q4 正規教職員(都立大や関東中央病院等を含む)に採用される前の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があるのですが、どうすればよいでしょうか？

A4 公立学校共済組合東京支部の一般組合員となる前に加入していた実施機関にご相談ください。
 

- 一般厚生年金及び国民年金期間(民間企業・臨時的任用教職員・非常勤職員等)→日本年金機構(0570-05-1165)
- 私学厚生年金期間(私立学校教職員)→日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部(03-3813-5321)
- 他の公務員厚生年金期間(他道府県の教職員、東京都の知事部局の事務職員など)→当時加入していた共済組合へ

問合せ先 給付貸付課年金担当 | ☎ 03-5320-6828